

介護保険運営協議会	
第2回 (R5.12.14)	資料5

## 介護用品支給事業について

### 1 事業概要

在宅で介護する家族等の経済的負担を軽減するため、市民税非課税世帯で要介護4、5の方を介護する家族等を対象に、介護用品（紙オムツ、尿とりパッド等）を現物支給しています。平成13年度から事業を開始し、令和5年度は11月時点で、64名が支給を受けています。

#### 利用人数等の推移

年度	利用人数	利用回数	支給額（円）
令和2年度	72	507	3,131,137
令和3年度	63	484	3,134,892
令和4年度	82	509	3,329,897

### 2 今後の事業実施について

令和6年度以降、地域支援事業における任意事業ではなくなることで、国および県からの補助は無くなりますが、保健福祉事業（第一号被保険者の保険料のみを財源とする）へと転換し、事業を継続します。なお、この転換に合わせて支給対象要件のうち、要介護高齢者の要件を「要介護4又は5の認定を受けた者」から、「要介護3、4又は5の認定を受けた者」に拡充するべく内部で調整しましたが、在宅生活支援施策については、そのニーズや手法等について調査研究し、よりマクロな視点で検討すべきとの考えから、一旦見送ることとなりました。そのため、令和6年度の当該事業については「支給要件等の基準は変更することなく、財源のみを変更」し実施予定です。

#### ※参考数値

令和6年度支給対象額が4,800,000円と仮定した場合、

##### ①地域支援事業（国・県の補助あり）

4,800,000円のうち、国（38.5%）県（19.25%）の補助を受け、さらに市の一般財源からの繰入（19.25%）を除いた1,104,000円が保険料負担

→被保険者（約73,000人）一人あたり年額約15円（月額約1.2円）となる。

##### ②保健福祉事業（国・県の補助なし）

4,800,000円の全てが保険料負担

→被保険者（約73,000人）一人あたり年額約66円（月額約5.5円）となる。